

「山梨県教育大綱」について

1 大綱策定の考え方

- (1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。
- (2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- (3) 大綱が対象とする期間は、国の教育振興基本計画の期間が5年であることに鑑み、5年とする。
- (4) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で知事と教育委員が協議を行った上で知事が定める。

2 大綱(案)

- (1) 構成
 - ・前文において、知事が柱とする方針を県民に示し、具体的な施策を教育振興基本計画に記載
- (2) 計画期間
 - ・令和6年度から令和10年度までの5年間

3 今後の予定

令和6年1月	第2回総合教育会議
令和6年2月	パブリックコメントの実施
令和6年3月	庁議（教育大綱決定）、公表